

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



長野地区社保協・活動報告

介護事例調査・特徴的な事例

訪問介護の回数抑制 による利用者への影響

長野地区社保協は10月に介護事例調査を実施

長野地区社保協は昨年10月に、長野医療生協・労協ながの・高齢協の3団体の介護事業所職員を対象に、介護事例調査を実施。その中で、訪問介護（生活援助）の回数抑制による利用者への影響が明らかになりました。

● 90歳以上・男性・要介護2・独居

「生活援助の利用回数が、1ヵ月34回以上になるため、サービスの見直し（本人も行う）を指示されたが、高齢のため本人は行うことができず、介護保険外の家政婦を頼むこととなった。経済面の負担増。」

● 70～74歳・男性・要介護3・夫婦のみ世帯

「夫婦とも障がいがあるため、車椅子で生活をしている。以前は宅配弁当中心の食事だったが、体調を崩してしまった。そのため調理したものを希望され、必要書類を市に提出し、訪問開始した。しかし1年5か月後にプラン見直しのケア会議が開かれ、厚労省の定める回数に減らされることとなった。足りない分は有償サービスを利用することとなった。妻も要支援のため、週10回の訪問のうち7回は有償サービスとなっている。二人の経済的負担は大きく、切り詰めて生活をしている。」

2018年10月に始まった 訪問介護(生活援助)

届け出制とは

2018年10月から、生活援助が「一定回数」以上のケアプランを市町村に届け出する制度が始まりました（介護度によって回数が定められている）。左記の事例は両方とも、回数抑制により介護保険外のサービスを利用して経済的負担が増えています。その結果、「切り詰めた生活」など、生活に影響が出ていますが、これは問題ではないでしょうか。

12月長野市議会 保健福祉部長答弁

「ケアマネジャーの判断を十分尊重しながら」

先月12月の長野市議会で、野々村博美市議（共産）はこの問題を取りあげました。実態を野々村市議が質すと、2020年11月までに累計で20件の届け出があり、8件が回数を減らしたと報告されました。また市議が、ケアマネジャーの判断に圧力をかけることがないよう強く求めたところ、保健福祉部長は、心身の状況や居住環境、家族の支援状況など個々の利用者の状況に応じ、ケアマネジャーの判断を十分尊重しながら、より適切なケアプランになるよう努めていくと答弁がありました。

「ケアマネジャーの判断を十分尊重」との答弁は、訪問介護（生活援助）の制限が強いられる現状のなか、重視すべきものだと思います。利用者が必要なサービスを十分に受けられるよう、今後も介護保険制度の改善を求めていきましょう。

パブリックコメントに応募しよう

「あんしんいきいきプラン 21」

（第九次長野市高齢者福祉計画・

第八期長野市介護保険事業計画案）

2021年～2023年度・3年間の

高齢者施策および介護保険事業の計画です

2021年～2023年度の3年間を期間とします。その趣旨は、「介護が必要となっても安心して生活できるよう『地域包括ケアシステム』の深化・推進を図」り、「地域住民や関係団体等が主体となって、新たな地域のつながりをつくる『地域共生社会』の実現に向けた取組を進めるもの」と記載されています。また「中長期的な介護サービス見込量、保険給付費及び介護保険料の水準を推計」します。

介護にかかわる当事者の声を反映させよう

介護事業者・従事者の方はもちろん、介護をされている方、介護保険サービスを利用されている方など当事者の声を、計画に反映させることが重要です。長野市はパブリックコメントを募集しています。応募用紙は市ホームページに掲載。締め切りは1月18日（月）（必着）で、下記により提出できます。

長野市役所介護保険課へ郵送、ファクス、電子メール送信など。

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

F A X 番号：026-224-8694

メールアドレス：kaigo@city.nagano.lg.jp

たとえば、「あんしんいきいきプラン 21」案は以下のようなことが書かれています。

①（89 ページ）総合相談支援事業【地域包括ケア推進課】「自立や要介護度の改善につながりにくいサービスの継続利用が散見されることから、要介護認定申請時に『するを支える』介護予防・日常生活支援総合事業の利用を検討するなど、総合相談における早期の対応と質の向上が必要です。」

⇒（長野地区社保協の意見）要介護認定申請時、あえて介護保険サービスではなく総合事業の利用を検討するというのは、介護保険サービス利用を抑制する・利用させないということにつながると懸念します。

②（150 ページ）サービス提供を担う人材の確保【高齢者活躍支援課】「介護サービス事業所調査結果によると、『人材が充足していない』と回答した事業所が半数を超えており、充足していない理由として『採用が困難』『離職率が高い』といった点が多く、その原因として『賃金が低い』『職場の人間関係』『身体的・精神的な負担が大きい』や『他事業所への転職』が挙げられています」

⇒（長野地区社保協の意見）介護従事者の不足は深刻です。50 ページには、充足と感じている事業所は 36.2%とあり、前回値 43.5%（H29）をさらに下回っています。原因である低賃金を改善するために、公費負担によって介護従事者の賃金を引き上げることを国に求めていくことが必要です。また、長野市として介護従事者の賃金引き上げにつながる事業を検討・実施することも必要ではないでしょうか。